

「消費税 課税事業者 指導会」開催のお知らせ

忘れていませんか？ ご自身が消費税の課税事業者であることを…

◇ 消費税は課税売上高が 1000 万円を超えた年の翌々年から申告義務が発生します。(注)

例えば平成 28 年分の課税売上高が 1200 万円だった場合、平成 30 年は課税事業者となります。仮に平成 30 年分の課税売上高が 730 万円であっても申告・納税の義務があります。

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
課税売上高 1200 万円		課税売上高 730 万円
↓		申告・納税義務あり (課税事業者)
平成 30 年は課税事業者となる		

もし、ご自身が課税事業者であることを理解していないで、平成 30 年分の消費税の申告をせずに、税務署の指摘により期限後に申告した場合は、本税の他に無申告加算税、延滞税などが加算される場合があります、負担が増えてしまいます。

(注) 基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間）における課税売上高及び給与等支払額の合計額がいずれも 1,000 万円を超える場合、当該課税期間は課税事業者となります。

◇ 平成 28 年分申告より簡易課税制度のみなし仕入率が以下のとおり改正されました (経過措置適用者は平成 29 年分申告より)。

	改正前		改正後
金融業及び保険業	60% (第 4 種)	⇒	50% (第 5 種)
不動産業	50% (第 5 種)	⇒	40% (第 6 種)

さらに、軽減税率制度についてもご説明いたしますので、ご不明な点がございましたらお尋ねください。



◇ 平成 31 年から課税事業者になる方で、簡易課税制度を選択する場合には、今年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

本指導会では、過年分の決算書など下記の書類をお持ちいただければ、一般課税と簡易課税制度選択時の税額の見積計算も行います。

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
※課税売上高 5000 万円以下	「簡易課税制度選択届出書」提出	「簡易課税制度」適用開始 (2 年間継続)	

※その課税期間の基準期間における課税売上高が 5000 万円以下であることが簡易課税制度を選択できる条件です。

～ 開催日時 ～

日 時	会 場	所在地
11 月 28 日 (水) 9:00 時～15:00 時	大和青色申告会 事務局	大和市桜森 2-3-9 クリオ相模大塚吉番館 1F
11 月 29 日 (木) 12:00 時～13:00 時は 休憩とさせていただきます。		

※ 上記のうち都合の良い日時にご出席ください

- ◆ 申込方法 予約不要
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 持ち物 平成 28 及び 29 年分 青色申告決算書または収支内訳書、
計算用具、筆記用具、諸帳簿、印鑑

お問い合わせ先



一般社団法人 大和青色申告会

〒242-0028 大和市桜森 2-3-9 クリオ相模大塚吉番館 1F

TEL 046 (262) 5111 FAX 046 (262) 5113

ホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>



ホームページ
QRコード